

【アメリカ】大統領の外交政策を忠実に実施することを求める大統領令

トランプ（Donald Trump）大統領は、外交関係のあらゆる側面において米国第一主義を貫くこと及び忠誠心がないとみなした官僚を解雇することでディープステート（実体のない「政府を陰で動かす裏の組織」という陰謀論の概念）を一掃することを繰り返し公約している。

2025年2月12日、トランプ大統領は、大統領権限に基づき、米国の外交政策に関する大統領令「米国の外交政策に関する統一見解」を発出した。この大統領令は、合衆国憲法第2条が外交政策を遂行する権限を大統領に与えていることを確認し（第1条）、米国の外交政策の実施に関わる全ての公務員又は職員は、大統領の権限と指示の下でこれを行わなければならない、大統領の政策を誠実に実施しなかった場合は、解雇を含む懲戒処分の対象となるとしている（第2条）。また、國務長官は、大統領の外交政策の忠実かつ効果的な実施を確保するために、①外交官及び外交関係の行政官の改革を行い（第5条a項）、②採用、業績、評価及び留任基準並びに外交官研修所のプログラムにおける改革を実施し（第5条b項）、③外交マニュアルの改定又は差し替えを行うとしている（第5条c項）。

トランプ大統領は、米国第一主義の政策に合致させるため、就任直後に米国の海外援助のほとんどを凍結するよう命じ、主要な海外支援機関である米国国際開発庁（USAID）の職員を休職扱いとした。外交官及び外交関係の行政官の再編を試みるトランプ大統領は、USAIDの解体に向けた取組に続き、今回の大統領令により、世界中の米国大使館に米国人職員及び現地採用職員の人員削減を要請したと言われている。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-02-18/pdf/2025-02841.pdf>

・ <https://www.reuters.com/world/us/us-embassies-told-prepare-staff-cuts-trump-overhauls-diplomatic-corps-sources-2025-02-13/>

【アメリカ】出生による国籍の取得を一定の外国人に禁ずる大統領令をめぐる動き

2025年1月20日、就任式後に、トランプ（Donald J. Trump）大統領は、国内で出生した一定の子に合衆国国籍（citizenship）を認めないとする大統領令第14160号に署名した（90 Fed. Reg. 8449 (January 29, 2025)）。「一定の子」は、①出生時に母が不法滞在者であり、かつ、父が合衆国国民又は永住権者でない子、又は、②出生時に母の滞在が合法であるが一時的であり（就労査証、観光査証等の所持者）、かつ、父が合衆国国民又は永住権者でない子とされる（大統領令第1条）。連邦機関は、「一定の子」に国籍を認める文書の発行等を禁止され（同第2条a項）、大統領令の発出から30日（2月19日）以降に出生する子に適用されるとした（同条b項）。合衆国憲法第14修正第1節第1文（以下「同規定」）は、国内で出生し、又は合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄権（jurisdiction）に服する者は、米国籍を有するとする。現在も拘束力を持つ判例である1898年の連邦最高裁判決（United States v. Wong Kim Ark, 169 U.S. 649, 693 (1898)）は、当該管轄権に服しない者を、a)外交官、b)米国領域を占領し、当該領域にいる占領国国民、c)インディアンの3者の子に限定しており（その後、1924年の法律によりc)の子には国籍が認められた。）、上記①②の子には国籍が認められてきた。政権側は、国内で出生した子が当該管轄権に服する者か否かは、親の滞在資格と国への「忠誠」、「居住」等に依拠すると主張したが、同規定に当該の「忠誠」、「居住」等への言及がないとの反論がある。当該大統領令は、発効することなく2月10日に連邦地裁で差止命令が発出され、2～3月にかけて連邦控訴裁の第9巡回区、第4巡回区及び第1巡回区が、それぞれの連邦地裁の差止命令を支持した。3月13日、政権側は連邦最高裁に上訴した。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-29/pdf/2025-02007.pdf>

【EU】事前旅客情報の収集及び転送に関する規則の制定

2024年12月19日、国境管理及び法執行を目的とした事前旅客情報（advance passenger information: API. 航空会社がチェックイン時に収集し、離陸前に目的地の国の管轄当局に送付するデータを指す。）の収集及び転送に関する2件の規則が制定された。1件は、「対外国境検査の強化及び円滑化のための事前旅客情報の収集及び転送、規則（EU）2018/1726 [eu-LISA 規則] 及び規則（EU）2019/817 [相互運用性規則] の改正並びに理事会指令 2004/82/EC [API 指令] の廃止に関する2024年12月19日欧州議会及び理事会規則（EU）2025/12」、もう1件は、「テロ犯罪及び重大犯罪の防止、検知、捜査、訴追のための事前旅客情報の収集及び転送並びに規則（EU）2019/818 [相互運用性規則] の改正に関する2024年12月19日欧州議会及び理事会規則（EU）2025/13」である（〔 〕内は筆者による補記）。前者は全9章46か条から成り、国境管理に関する欧州連合運営条約第77条及び移民に関する同第79条に基づく。後者は全9章45か条から成り、刑事分野における司法協力に関する同条約第82条及び警察協力の構築に関する同第87条に基づく。両規則とも、2025年1月28日から施行された。両規則の制定は、今回廃止された従来の指令においても加盟国が法執行目的で事前旅客情報を使用することは認められていたものの、当該情報の処理に当たり、その範囲、条件及び保護手段が十分に定められていなかったこと等の問題に対処するためのものである。

海外立法情報課・芦田 淳

- <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/12/oj>
- <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2025/13/oj>
- <https://eucrim.eu/news/new-legal-framework-on-collection-and-transmission-of-advance-passenger-information-for-law-enforcement-purposes/>

【イギリス】ポルノコンテンツのネット提供における年齢確認義務の導入

2023年オンラインサービス法（c.50）では、事業者に対し、インターネット上などで英国内のユーザーを対象としてポルノコンテンツ（文字情報などやユーザー作成のものを除く。）を提供する場合には、年齢確認などにより、当該コンテンツに子供がアクセスできないようにすることを義務付けた。また、年齢確認の概要及び実施方法について一般に公開することも義務付けた（第79条～第81条）。さらに、英国情報通信庁（Ofcom）に対し、当該事業者に対して関係する情報の提供を求める権限（第100条）、違反の疑いがある場合に当該事業者に対して取調べを行う権限（第106条）、課徴金を科す権限（第133条、第139条、第140条）、サービス停止手続を行う権限（第144条～第148条）が付与された。ただし、これらの規定の施行日は、規則により国務大臣が定めることとされていた（第240条第1項）。

2024年12月10日、当該規則（No.1333）が制定され、この規則により、これらの規定の施行日が2025年1月17日とされた（第2条）。これを受けて Ofcom は同日から、規制対象のポルノコンテンツの提供事業者に対し、これらの規定による一連の義務付けの対象となることを通知するとともに、同年3月6日までに、履行計画の詳細及び履行までに必要な期間を回答するよう求める書簡を発出した。Ofcom は、事業者から提出された回答を基に、制裁を科すかどうかを同年4月3日から数週間をかけて検討するとしている。

総合調査室・南 亮一

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2024/1333/contents/made>
- <https://www.ofcom.org.uk/online-safety/protecting-children/enforcement-programme-to-protect-children-from-encountering-pornographic-content-through-the-use-of-age-assurance/>

【フランス】サイクロンにより甚大な被害を受けた仏領マヨット島に対する緊急支援

2024年12月14日、インド洋にあるフランスの海外領土であるマヨット島（Mayotte）にサイクロン「チド（Chido）」が上陸し、甚大な被害をもたらした。同月18日、同島にフランス史上初めて「異例自然災害事態（état de calamité naturelle exceptionnelle）」が宣言され、海外領土大臣は、迅速かつ効果的な危機管理及び緊急措置の実行の促進を約束した。2025年1月8日、同島の復興及び支援に関する法律案が提出され、「マヨット島のための緊急措置に関する2025年2月24日の法律第2025-176号」（全6節36か条）が制定された。第1節（第1条～第3条）は、同島の復興のための調整及び学校の再建に関する規定であり、復興に向けた既存組織の改組、国による公立学校の再建・改修等を定める。第2節（第4条～第6条）は、都市計画関連の規則や手続に関する規定であり、公役務や教育のための仮設施設の建設に必要な手続の免除、スラム街の再発生を阻止するための個人に対する鉄鋼板の販売規制等を定める。第3節（第7条～第16条）は、被災した施設の再建に関する規定であり、公共送電網や公共配電網に関する施設の再建に関する手続の簡素化等を定める。第4節（第17条～第22条）は、地元の零細企業や職人の復興への参加を促すための公共調達に関する規則について定める。第5節（第23条、第24条）は、同島の復興のための寄附に関する規定であり、地方公共団体による支援組織への補助金交付及び個人による寄附に対する免税強化を定める。第6節（第25条～第36条）は、住民及び地元企業の支援措置として、失業給付等の給付期間延長、廃棄物に係る汚染事業総合税の免除を定める。本法律の規定は一部を除いてその終期が定められており、例えば、第3節の規定は制定から2年間、その効力を有する。

海外立法情報課・奈良 詩織

・<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051244562>**【フランス】使い捨て電子タバコ禁止法**

フランスでは、原則として電子タバコに関する宣伝や広告は禁じられているが、全国タバコ中毒対策委員会は、この禁止は厳密に遵守されていないと指摘している。また、未成年者に対する電子タバコの販売又は無償提供は禁じられているにもかかわらず、若者が多く利用するインスタグラムやTikTokといったSNS上のカムフラージュされた広告を通じて、若者の間で使い捨て電子タバコ（いわゆる「パフ（puff）」）の利用が広まっているとされる。従来のタバコとは異なり、電子タバコの消費量は全世代で増加しており、その傾向は、特に若年層の女性の間で顕著であるとされる。しかし、電子タバコは、従来のタバコと同様に人体にとって有害な成分を含むものもあり、しかも、そのバッテリーに使用されるプラスチックや重金属といった材料の大半はリサイクルされないものであることから、環境にとっても有害である。そこで、「使い捨て電子タバコ機器を禁ずるための2025年2月24日の法律第2025-175号」が制定された（同月26日施行）。同法は、使い捨て電子タバコを禁ずるために公衆衛生法典を改正する1か条から成る。これにより、使い捨て電子タバコの販売、無償提供等又はこれらを目的とする使い捨て電子タバコの所持が禁じられた（同法典L第3513-5-1条の新設）。違反者には、罰金10万ユーロ（約1580万円）が科される（同法典L第3515-3条の改正）。競争・消費・不正防止総局（DGCCRF）の職員が、タバコ製品に関する他の違反（広告に関する違反、所定の添加物及び成分の禁止等）に加えて、この使い捨て電子タバコの禁止に対する違反を捜査する（同法典L第3515-2-1A条の新設）。

海外立法情報課・奈良 詩織

・<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000051244550>

【ドイツ】連邦憲法裁判所に関する基本法改正

2024年1月、与党会派（社会民主党及び自由民主党）から、勢力を拡大している過激主義政党による連邦憲法裁判所への将来的な影響力行使のおそれに対処するため、従来法律で定められていた同裁判所の組織に関する基本事項を基本法（憲法に相当）で定め、議会の単純過半数による組織の変更を阻止すべきとの提言（基本法の改正には3分の2を超える賛成が必要）が行われた。同年2月、野党第一会派のキリスト教民主／社会同盟の幹部会は、この提言に応じないという決定を行ったが、その後方針を変更して与党との協議に応じ、同年7月、基本法の改正について合意した。この合意を踏まえ、同裁判所に関する規定を改正する基本法改正案が、同年9月24日に連邦議会に提出され、同年12月19日、連邦議会で可決された。同月20日、同案は連邦参議院で可決され、基本法の改正法が同月27日に公布され、翌日施行された。

改正内容は、①連邦憲法裁判所法の一部の規定内容を基本法で規定したことと、②同裁判所の裁判官の選出方法に関して新たに規定を設けたことの2点に分けることができる。①に関し、独立した憲法機関としての位置付け、部会の数、裁判官の人数・任期・年齢の上限・再選の禁止が基本法第93条において、裁判の拘束力に関する定めが第94条において規定されることになった。②に関し、裁判官の選出機関（連邦議会又は連邦参議院）の一方が期限内に裁判官を選出できなかった場合、他方の選出機関が選出権を行使できることを法律で定めることができるという規定が新たに追加された（第93条第2項）。これにより、例えば、連邦議会が選出に必要な賛成票（現行法の規定では3分の2）を確保できず、選出が行き詰まった場合などに、連邦参議院が代わりに選出することができるようになった。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/439/VO.html>

【ドイツ】会派の広報活動等に関する議員法の改正

2024年3月、会計検査院は、その検査報告書において、ソーシャルネットワークサービスを利用した連邦議会の会派の広報活動について、法律の目的に反する公金の使用が見られると指摘した。特に、2021年の連邦議会選挙前の数週間の投稿の大半は、会派の活動の報告ではなく、政党の宣伝や選挙運動の性格を有する内容であったと批判した。この報告書の指摘を受け、与党会派は、会派の広報活動等について定める議員法の規定の見直しに着手し、同年6月に、野党第一会派のキリスト教民主／社会同盟と共同で同法の改正案を連邦議会に提出した。同案は、2024年12月19日に連邦議会で可決され、同月30日に法律として公布された（翌日施行）。

従来、議員法第55条第3項は、会派の広報活動について、「会派及びその構成員は、その活動について公衆に報告することができる」とのみ規定し、許容される活動の基準を示していなかった。今回の改正により、同項において、①会派の政治的な立場の伝達、議会活動・政治活動に関する市民との対話が許容される目的と規定され、②連邦全土の選挙（連邦議会選挙及び欧州議会選挙）の選挙期日前の6か月間、広報活動は、議会活動のために特に必要とされる場合（議会における質問権の行使、委員派遣の一環としての出張など）に限定されることが規定され、③広報活動においては政治的中立性の義務がないことが明記された。また、この規定に違反した場合、会派の任務遂行のために同法第58条第1項に基づき支給された公金を返還しなければならないこととなった（同条第5項）。そのほか、委員会所属議員の利益相反について定める第49条について、利害関係の開示が必要となる場合を明確化する改正も行われた。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/450/VO>

【ドイツ】子育て世帯向け経済支援の拡充

シュルツ (Olaf Scholz) 政権は、子供の貧困対策として、「子供のための基礎保障」(Kindergrundsicherung) の導入を目指していた。この制度は、児童手当、児童付加給付 (低所得世帯向け手当) 及び教育・参加給付 (子供の文化体験等支援) 等の各種給付について、制度統合及び受給手続の簡素化による受給率の向上を目指すものであった。与党内で合意できず制度導入は見送られたが、その前段階として計画されていた支援拡充については、インフレに対応した所得税控除 (基礎控除等) の見直し等を趣旨とする「税制発展法 (Steuerfortentwicklungsgesetz)」(所得税法、社会法典等の一部改正法) に取り込まれる形で実現した。税制発展法案は 2024 年 12 月 19 日に連邦議会で可決され、同月 30 日に公布された。施行は、2025 年の措置につき同年 1 月 1 日、2026 年の措置につき同年 1 月 1 日の 2 段階で行われる。

同法の子育て世帯向け支援に係る主な内容は次のとおり (いずれも子供一人当たりの額)。① 児童控除 (この所得税控除は、児童手当の受給より有利な場合に適用される。) の基本額の年額は 3,306 ユーロ (1 ユーロは約 158 円) から 2025 年 1 月に 3,336 ユーロ、2026 年 1 月に 3,414 ユーロに引き上げられる (所得税法第 32 条第 6 項)。② 児童手当の月額額は 250 ユーロから 2025 年 1 月に 255 ユーロ、2026 年 1 月に 259 ユーロに増額される (同法第 66 条第 1 項、連邦児童手当法第 6 条第 1 項)。③ 児童手当及び児童付加給付のうち即時給付 (2022 年に導入された子供の生活状況、社会参加等の改善のための補完的な給付) の月額額は 2025 年 1 月に 20 ユーロから 25 ユーロに増額される (社会法典第 2 編第 72 条ほか)。

社会労働課・大久保 玲

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/449/VO.html>

【ロシア】鉄道による観光旅行のサービス拡大に向けた改正

ロシアでは近年、鉄道を利用したツアー旅行の需要が高まっている。2024 年には、鉄道旅行の利用者数が前年比で 17% 増加し、運行路線数も 81 から 91 に拡大した。2025 年 2 月 28 日付けの連邦法第 26 号「ロシア連邦における観光活動の基本に関する連邦法第 3.1 条並びにロシア連邦鉄道輸送憲章第 2 条及び第 3 条の改正について」(以下「連邦法第 26 号」) は、このような観光用の鉄道利用を一般の旅客輸送から分離し、クルーズ船のように幅広いサービスを提供することを可能にするものである。

主な改正は、旅客輸送や貨物輸送に関する様々な規定を定めた 2003 年制定の連邦法「ロシア連邦鉄道輸送憲章」(以下「鉄道憲章」) に加えられている。まず、鉄道憲章第 2 条において、「観光鉄道輸送」、「観光鉄道ルート」、「観光列車」という 3 つの文言が追加され、その内容が定義された。今回の法改正により、鉄道による観光旅行では、移動ルート上にある自然の美しい地域や、歴史的及び文化的遺跡等における長い停車が想定されることになる。また、時間と資源の消費を最小限に抑えて目的地まで移動する通常の旅客輸送と異なる形での鉄道利用を前提としたサービスが作成可能となった。次に、鉄道憲章第 3 条において、「観光鉄道輸送に関する規則は、鉄道輸送分野の連邦執行機関によって承認される」という文言が追記された。これにより、最大収容人数と厳格なスケジュールを前提に設計された通常の鉄道サービスとは異なる枠組みで、新たな規制やチケット価格を定める下地が整えられた。連邦法第 26 号は、2025 年 9 月 1 日から施行される予定となっている。

海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202502280035>

・ <https://rg.ru/2025/02/18/otdelenie-turisticheskikh-zhd-perevozok-ot-passazhirskih-rasshirit-spektr-uslug.html>

【韓国】国家基幹電力網拡充特別法の制定

韓国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指しており、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを含む脱炭素電源の普及を進めている。しかし、再生可能エネルギーは天候の影響を受けやすく、電力の有効活用や安定供給が課題となっている。他方、韓国が現在及び将来の基幹産業として育成に力を注ぐ半導体産業、人工知能（AI）産業等は電力消費が大きいと、電力の安定供給が死活的に重要である。

脱炭素電源を活用しながら電力の安定供給を図るため、現在、全国的に送電設備の増強が進められているが、各地で環境破壊、健康被害等を理由とした反対運動に直面し、工事が難航している。電力網の増強を早期に実現するため、2025年2月27日、「国家基幹電力網拡充特別法案」が国会本会議で可決され、同年3月25日に公布された（法律第20844号、2025年9月26日施行）。同法は全6章（本則33か条及び附則3か条）から成る。概要は次のとおりである。

産業通商資源部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が、国家基幹電力網増強に係る中長期政策目標、段階別推進戦略、必要な財源の調達等に係る「国家基幹電力網拡充基本計画」を5年ごとに策定する（第6条）。同基本計画を含めた国家基幹電力網の設備増強に係る重要事項を審議し、議決するため、国務総理を委員長とする「国家基幹電力網拡充委員会」を設置する（第8条及び第9条）。長官から国家基幹電力網に係る事業の承認を受けた事業施行者は、道路法、河川法等の他の法律に基づく許認可等も受けたものとみなす（第13条）。事業施行者は、土地所有者及び周辺地域の住民に対し、既存の法律の規定にもかかわらず特別な補償又は支援を行うことができる（第22条）。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2W5V0B2V1B7K1M9Y3P3A3O6A2Y2U3

【韓国】ディープフェイクを用いたいじめへの対応強化

近年、韓国では人工知能（AI）技術を用いて性的な偽の映像等を制作するディープフェイク性犯罪が社会問題となっており、2024年10月以降、ディープフェイク性犯罪への対応を強化するための法改正が進められている（本誌 No.302-2, 2025.2, pp.18-19 参照）。

教育分野においても、ディープフェイク性犯罪が新手の「学校暴力」（日本のいじめに相当。以下「いじめ」）の手段として悪用されることを防ぐため、「学校暴力の予防及び対策に関する法律」（以下「学校暴力法」）が相次いで改正された。2025年1月31日の学校暴力法改正（法律第20724号、2025年8月1日施行）では、いじめの一種である「サイバー暴力」の定義に、「ディープフェイク映像等（AI技術等を利用して児童生徒の顔、身体又は音声を対象として性的欲望又は不快感を誘発し得る形態で編集、合成及び加工をした画像コンテンツ、映像コンテンツ又は音声コンテンツ）を制作し、及び／又は配布する行為」が追加された（第2条）。また、ディープフェイク性犯罪が、従来から実施されていたサイバー暴力に対する国の支援（該当コンテンツの削除）の対象に含まれることが明記され、被害を受けた児童生徒、その保護者又はそれらの代理人（以下「被害者等」）が、当該支援を要請できるようになった（第16条の4）。

さらに、同年3月18日の学校暴力法改正（法律第20790号、2025年9月19日施行）では、第16条の4が再び改正され、被害者等の要請がなくても、教育監（選挙で選ばれる広域自治体の教育行政の長）等が国及び地方公共団体に対して支援を要請できる規定が新設された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H2F4G0E8E2C9L2L2J3K8I5J3H4I9D7

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z2A4Z1U0T1S0R1Y7Y4Y1X1W6E5C6B4

【中国】全国及び地方各級人民代表大会代表法の改正

全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会代表法（以下「代表法」）は、人民代表大会（以下「人代」）の大会で審議等を行う代表（議員）の任務、開会及び閉会中の活動内容、身分保障、受ける監督等を定める。1992年に制定され、最近では2015年に一部改正された。人民主権を保障し、憲法を尊重し、大衆に身近な存在であること等を人代に求める近年の政権の意向を受け、代表の職務意識の向上等を図り、全国人代組織法（本誌 No.287-2, 2021.5, p.42 参照）等の関係規定に合わせ、一部の人代で既に実施済みの取組を反映させるため、2024年から、全国人代常務委員会で代表法改正の審議が進められた。2025年3月11日の全国人代の大会で、同法を改正する決定が公布、同月12日に施行された（中華人民共和国主席令第45号）。

改正後の同法は、全6章65か条から成る。以下、主な改正部分を紹介する。代表の任期は、当期最初の大会の開会から次期大会の開会までの5年間である（第2条）。代表は、中国共産党の指導を堅持し（第3条）、政治的に揺るがず、人民に奉仕し、法治を尊び、民主（主義）を発揚し、勤勉に尽力し（第4条）、大衆との密接な関係を保ち（第5条）、憲法に忠実でなければならない（第6条）。人代の常務委員会等は、代表と密接に連携し（第11条）、（代表の資格審査等を行う）代表業務委員会を設置し（第12条）、代表が大衆の意見等を聞き、これに対応するための支援等を行い（第28条）、代表の職務履行のためのプラットフォームを構築整備しなければならない（第45条）。身体に障害等のある代表がその職務を行うときは、関係部門が必要な支援等を行わなければならない（第54条）。

海外立法情報課・湯野 基生

- ・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE5NDQwNjk3MjAxOTU4NTRkNjY3Nzc2YzA%3D>
- ・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE5MjdiMDgzYjAxOTU4ODFjZmIxNDU4YWE%3D>

【中国】文化財保護法の改正

文化財（文物）保護法は、1982年に制定、2002年に全部改正され（本誌 No.215, 2003.2, pp.149-152 参照）、2017年に一部改正されている。習近平政権では、優れた伝統文化の継承、先進技術を活用した文化財保護、文化財の価値創出等を進める方針が定められ、これらの内容を盛り込み、2023年から文化財保護法を全部改正する法律案の作成が進められた。同法は、2024年11月8日に可決、公布、2025年3月1日に施行された（中華人民共和国主席令第35号）。

改正後の同法は、全8章101か条から成る。以下、主な改正部分を紹介する。中国の「歴史に係る自覚」及び「文化に係る自信」の強化が、本法の制定目的に追加され（第1条）、文化財保護事業では、保護を第一とし、価値を創出し、有効活用する等の方針を貫徹する（第10条）とし、各級政府に対し、中国共産党に関わる文化財の保護強化を義務付けた（第12条）。また、中華文明の起源等に係る研究を促進し、中華の優れた伝統文化を伝承し、中華文化の影響力を高め（第15条）、文化財保護の宣伝教育を強化する（第16条）等の国の方針が明記された。

文化財保護の強化に関しては、建設、観光においては文化財保護を第一とし、建設、観光に伴う破壊等を防止する（第11条）、文化財が集中する地中・水中の区域を省級政府が保護指定できる（第40条）等の規定が新設された。文化財の活用推進に関しては、デジタル化による文化財保護の奨励、デジタルでの収集・展示等の推進（第17条）、文化財の安全確保を前提としたその有効活用及び文化に関わる多様な産品・サービスの提供等の奨励（第18条）、所蔵機関による展示、研究等の奨励（第50条）等の国の方針のほか、地方政府等に対し、文化財の活用推進等を義務付ける（第37条）規定等が新設された。

海外立法情報課・湯野 基生

- ・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE5MjdiMDgzYjAxOTMwYzk0ZGU5NzZjNjY%3D>

【オーストラリア】SMS を利用した成り済まし詐欺の防止—1997 年電気通信法の改正—

2023 年 4 月 23 日、ローランド (Michelle Rowland) 通信大臣は、2022 年における詐欺被害の総額が約 31 億豪ドル (約 3 千億円) に達したこと及び豪州競争・消費者委員会への詐欺報告のうち 33%がショートメッセージサービス (SMS) 等を通じて行われ、電話 (29%) を上回ったこと等を挙げ、詐欺撲滅のための政府の施策の一環として「SMS 送信者 ID 登録簿」(以下「登録簿」) を立ち上げる計画を発表した。送信者 ID とは、SMS 等に送信者として表示される英数字又は記号 (例: 連邦政府の場合「myGov」等) である。登録簿は、政府機関や有名ブランド等を装った SMS 成り済まし詐欺 (偽の送信者 ID を記載した SMS を送信し、受信者をだまして金銭や個人情報等を盗む等) を防止するため、送信者名及び ID 等を登録するものである。

2024 年 9 月 5 日、1997 年電気通信法 (以下「1997 年法」) を改正し、登録簿を設置するための法律が制定された (2025 年 3 月 5 日施行)。この改正により、1997 年法に「第 24B 章 SMS 送信者 ID 登録簿」(第 484B 条～第 484M 条。全 11 か条) が追加された。

主な内容は次のとおり。豪州通信メディア庁は、登録簿を開設し、維持しなければならない (第 484E 条)。事業体 (個人、法人等) は、同庁に (要件を満たす適格な事業体であるとの) 承認を得るため申請することができる (第 484F 条)。承認を得た事業体は、登録簿に登録される一つ以上の送信者 ID を同庁に申請することができる (第 484G 条)。

2024 年 12 月 3 日、通信大臣は、この法改正により SMS 等の送信者名が登録済みの送信者と一致しているか確認する義務が通信事業者に生じ、また、登録のない送信者 ID の SMS 等は同庁によりブロックされるか警告が表示されると述べた。 海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2024A00083/asmade/text>

【オーストラリア】ヘイトクライム (憎悪犯罪) への対応強化—刑法典の改正—

豪州では、人種、性別、宗教等で区別される特定の集団及びその構成員へのヘイトスピーチや暴力のせん動等の増加に対処するため、2023 年 12 月、刑法典を改正し、ヘイトスピーチ等を助長するナチスのシンボル (鍵十字等) の公然陳列や公共の場でのナチス式敬礼の禁止 (第 80.2H 条) 等の犯罪が新設された (本誌 No.299-1, 2024.4, p.38 参照)。2025 年 2 月 7 日、ヘイトクライムへの対応を更に強化するために刑法典等を改正する法律 (2025 年刑法典 (ヘイトクライム) 改正法) が成立し、翌 8 日施行された。主な改正内容は次のとおりである。

①法定刑の引上げ等 (第 80.2H 条ほか) : 法定刑の上限を拘禁 12 か月から同 5 年に引き上げるとともに、1914 年犯罪法第 16AAA 条を改正し、法定刑の下限 (拘禁 12 か月) を導入した。

②既存の第 80.2A 条及び第 80.2B 条 (集団やその構成員への暴力行使のせん動の禁止) について、保護対象となる集団を「人種、宗教、国籍、国又は民族的出身、政治的意見」により区別される集団から範囲を拡大し、「性、性的指向、性自認、インターセックス、障害」を追加した。

③犯罪の新設 : (a) 集団 (範囲は拡大後の②と同じ。)、その構成員又は構成員の近親者等に対し暴力を行使すると脅迫する行為を禁止した (第 80.2BA 条、第 80.2BB 条)。法定刑は、5 年以下の拘禁、脅迫により連邦の平和・秩序等が脅かされる場合は 7 年以下である。(b) 集団の礼拝所又は集団の構成員・その近親者等が所有し、若しくは占有する礼拝所・自動車に対する損害や破壊をせん動する行為 (第 80.2BC 条) 及び損害を与え、又は破壊すると脅迫する行為 (第 80.2BD 条) を禁止した。法定刑は、5 年以下の拘禁、損害・破壊、脅迫により連邦の平和・秩序等が脅かされる場合は 7 年以下である。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2025A00001/asmade/text>